石井　良一　小栗　辰夫　和田　直輝
正六位に叙する（各通）　川又　誠　始関　貞信
土谷　俊治　村下　伸展
従六位に叙する（各通）
（警視庁警部）　池田　逸雄
大江　洋　西森　清喜
正七位に叙する（各通）（以上三月二十一日）　林　昭久
従五位に叙する　羽田喜次郎　福田　安男
従六位に叙する（各通）　下村　英一　土居　武雄　吉田　喜一
正七位に叙する（各通）（以上三月二十二日）　北嶋　政次
正五位に叙する　片岡　正雄
正六位に叙する　岩根　滋　大場喜久雄　田口　和弘
中沢　芳生　三上　昭夫
従六位に叙する（各通）　黒澤　勝季
正七位に叙する（以上三月二十三日）

○叙勲

旭日双光章を授ける（各通）　鈴木　一司　比嘉　昌信
旭日単光章を授ける（各通）　小野　健　中村　良孝　渡邊　信男
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十七日）　川畠　曉
旭日小綬章を授ける　笹山　儀男　高橋　照雄
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十八日）　田島　雄一
旭日中綬章を授ける　古泉　晴美
旭日単光章を授ける（以上三月十九日）　小路　義浩
瑞宝小綬章を授ける　河田　博喜　松本　達夫
渡邊　茂　渡邊　澄　高夫
瑞宝双光章を授ける（各通）

官庁報告

官庁事項

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年四月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十七日）　高野　好雄　安武　知信
（横浜市立大学名誉教授）　蟹澤　成好
瑞宝小綬章を授ける　井上　昭雄　宇野　明
石垣　岳彦
倉富　未廣　難波　隆　福元　進
眞鍋　求　米光　吉明
瑞宝双光章を授ける（各通）　大久保松市　長谷川　勝
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十八日）　権田昭一郎　渡邊　健了
大谷内康雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）　牛場　伸夫　北村金次郎
井上　純二
来栖　忍　小林　公久　瀧崎　博忠
永田　一滿　前　吉昭
橋本　淳
山内　民夫
瑞宝双光章を授ける（各通）　松平　信雄　宮崎　元治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十九日）　白土　隆男　田原　秀三
瑞宝双光章を授ける（各通）
（警視正）　上田　浩司
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十日）　小栗　辰夫　北川　達也
石井　良一　始関　貞信
村下　伸展
瑞宝双光章を授ける（各通）　和田　直輝
（警視庁警部）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十一日）　大江　洋
羽田喜次郎　林　昭久　土谷　俊治
瑞宝双光章を授ける（各通）（三月二十二日）　田口　和弘
瑞宝双光章を授ける　岩根　滋
瑞宝単光章を授ける（以上三月二十三日）

○返上の請願

双光章　前田　和雄

勲章返上の請願の件許可された（四月十一日）

防衛省　海上自衛隊第一術科学校
代表者の氏名　鍛治　雅和
（変更前）
（変更後）　徳丸　伸一

登録小型船舶教習所の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十六年四月二十二日

登録年月日　平成二十六年二月十二日

登録番号　東小教第十八号

登録小型船舶教習実施機関の名称　有限会社マリンライセンス教育センター

住所　山形県酒田市宮海字中砂畑二十七番地九

代表者の氏名　佐藤さなえ

登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地

有限会社マリンライセンス教育センター

山形県酒田市宮海字中砂畑二十七番地九

登録小型船舶教習所の種類及び区分

一級小型船舶操縦士第一種教習所

二級小型船舶操縦士第一種教習所

東北運輸局長　長谷川伸一

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十六年四月二十二日

登録年月日　平成二十五年十一月二十五日

登録番号　関小教第二十号

登録小型船舶教習実施機関の名称　有限会社ブライトマリン

住所　千葉県千葉市稲毛区園生町三九三―三〇三

代表者の氏名　松本　照美

登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地

登録小型船舶教習所ブライトマリン

千葉県千葉市稲毛区園生町三九三―三〇三

登録小型船舶教習所の種類及び区分

一級小型船舶操縦士第一種教習所

二級小型船舶操縦士第一種教習所

特殊小型船舶操縦士第一種教習所

関東運輸局長　又野　己知

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年四月二十二日

山口県立大津緑洋高等学校　水産校舎

登録小型船舶教習実施機関の名称

（変更前）　山口県立水産高等学校・大津緑洋高等学校水産校舎

（変更後）　山口県立大津緑洋高等学校　水産校舎

九州運輸局長　竹田　浩三